

営繕工事における入札時積算数量書活用方式実施要領

1. 目的

入札時積算数量書活用方式は、営繕工事の請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化に資するため、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととする方式である。

2. 用語の定義

- (1) この要領において「数量基準」とは、長崎県公共建築工事積算基準（令和3年7月）第5（3）に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」をいう。
- (2) この要領において「積算数量」とは、工事費を算出するために必要となる数量について、数量基準に基づき発注者が算出した数量をいう。
- (3) この要領において「入札時積算数量書」とは、発注者が入札時において積算数量として、長崎県公共建築工事積算基準第4に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面（電磁的記録に記録されたものを含む。）をいう。
- (4) この要領において「工事費内訳書」とは、工事費内訳書取扱要領（最終改正：令和3年3月2日付け2建企第617号）に基づき、第1回の入札において入札参加者から提出される工事費内訳書をいう。

3. 対象工事

長崎県土木部営繕課及び関係地方機関が競争入札に付する営繕工事（解体工事を除く。）に適用する。

4. 対象工事である旨の明示等

- (1) 本方式の対象工事である旨の明示は、次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面（以下「入札説明書等」という。）への記載（電磁的

記録を含む。)により行うものとする。

① 一般競争入札の場合：入札公告及び入札説明書

② 指名競争入札の場合：入札執行通知書及び入札説明書

(2) (1) の記載は、別記1の記載例によるものとする。

(3) 本方式を適用する工事においては、契約締結後において、入札時に発注者が示した積算数量に疑義が生じたときは、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととなることを合意する。このため、工事請負契約書（以下単に「契約書」という。）に別記2に掲げる事項を記載するものとする。

なお、積算数量に関する協議の結果、請負代金額を変更するときは、契約書第25条に定めるところによるものとする。

5. 入札時積算数量書活用方式の実施手続

(1) 入札時積算数量書の取扱い

入札時積算数量書は、入札説明書等の添付資料として、交付し公開するものとする。

入札時積算数量書に記載された積算数量については、入札時積算数量書に基づく工事費内訳書の作成や契約締結後における工事の施工を義務付けるものではないが、積算数量に疑義が生じた場合における発注者と受注者との協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

(2) 入札時積算数量書に対する質問及び回答

入札参加者は、入札時積算数量書に記載された内容について質問することができる。この場合における質問及び回答は、入札説明書等に対する質問として行うものとする。なお、受注者は、当該質問の有無にかかわらず、契約締結後に積算数量に疑義が生じた場合には、積算数量に関する協議を求めることができることに留意するものとする。

(3) 工事費内訳書の取扱い

提出された工事費内訳書は、(5) ②に規定する場合に該当するかどうかを確認する際に用いるものとする。

(4) 請負代金内訳書の提出

契約後に、契約書第3条第1項に基づき請負代金内訳書の提出を求める場合、請負代金内訳書の内容は、入札時積算数量書に掲げる工事費内訳、種目別内訳及び科目別内訳に対応する金額を表示するものとする。

(5) 積算数量に関する協議

① 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。

ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

- ② 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- ③ 入札時積算数量書に記載された積算数量に関する協議（発注者が請求する場合を含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除くものとする。

- ④ ③の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合には、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

6. 施行期日

この要領は、令和 4年 4月 1日から施行する。

※入札公告又は入札執行通知書に下記を記載すること。

「本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。（詳細は入札説明書による。）」

（別記 1）入札説明書等における記載例

1. 入札時積算数量書活用方式の適用

- ① 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- ② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。

ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

- ③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

- ④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

- ⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

2. 入札説明書に対する質問

- ① この入札説明書（入札時積算数量書を含む。）に対する質問がある場合においては、次に掲げるところに従い、書面により提出するものとする。

・提出期限：別途通知した調達案件概要の「入札説明書質問期限日時」による。

- ・提出先 : 営繕課長 (地方機関の場合は工事担当課長)
- ・提出方法 : 電子入札システムにより「入札説明書に対する質問書 (別紙①)」を提出すること。また、質問者は質問書を提出する前に連絡し、提出後においても必ず、着信確認をすること。
なお、電子入札システムによる提出が困難な時は、質問者は事前に連絡を行い、書面で質問書を発注者に郵送で提出することができる。やむを得ない場合は、FAXも可とする。
- ・回答方法 : 電子入札システムにより回答する。(落札者は原本を受け取る。)

3. 工事費内訳書の提出

- ① 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- ② 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳 (作成した場合) 及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの (ただし、商号又は名称並びに代表者氏名、住所、工事番号、工事場所及び工事名を記載すること。) で、記載内容に不備がないものでなければならない。

※ (選択) 総合評価落札方式の高度技術提案型以外の場合の記載事項

- ③ 提出された工事費内訳書に細目別内訳に相当する項目の添付がない場合は、その者の行った入札を無効とはしないが、添付されなかった細目別内訳に相当する項目について、入札時積算数量書活方式に基づく積算数量の協議はできない。なお、種目別内訳、科目別内訳に相当する項目の添付がない場合は、その者の行った入札を無効とする。
- ④ 提出された工事費内訳書は、1. ②の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

※ (選択) 総合評価落札方式の高度技術提案型の場合の記載事項

- ③ 提出された工事費内訳書は、1. ②の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(別記2) 契約書における記載例

(入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等)

- 第18条の2 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（一式とされた細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。
- 2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
 - 3 監督職員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。
 - 4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。
 - 5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、第25条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における第25条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。